

申出書の記入要領・記入例

申出書

令和●年●月●日

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「本法」という。）により、下記のとおり申し出ます。

申出・記入上の注意事項

- ・ 申出は、申出内容が「取引適正化関係」（本法第二章部分：第3条～第5条、第6条第3項）の場合は公正取引委員会又は中小企業庁、「就業環境整備関係」（本法第三章部分：第12条～第14条、第16条、第17条第3項）の場合は厚生労働省で受付を行います。例えば、「取引適正化関係」に係る申出を厚生労働省に行うなど、**申出先が異なりますと受付できず返戻いたしますので御注意ください。**（申出内容が双方に及ぶ場合は、いずれの行政機関でも受付を行います。）
- ・ **記入に当たっては、「申出書の記入要領・記入例」をご覧ください。**記入欄のうち、**太字の項目は必須項目**です。太枠内に漏れないように、黒のボールペンや万年筆等（鉛筆、シャープペンシル、消えるボールペン不可）で記入をお願いします。
- ・ **申出受付事前確認表で申出要件を確認してください。**申出対象外に該当する場合や申出者本人ではない場合は、本法に基づく「申出」の対象になりません。代理人の場合は委任状が必要です（委任状の様式は任意です。）。
- ・ 「申出書に記入された内容」及び「申出受理後に申出者から聴取した内容」については、行政の業務に必要な範囲で公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省の各行政機関で共有します^{※1}。
- ・ 申出内容によって、所管する行政機関が複数となる場合があります。そのため、それぞれの行政機関から、申出者である貴殿（貴社）に状況を確認するため、連絡をさせていただくことがあります。

（注）

※1： 申出を受理した後、申出者の方に連絡し、状況等をお伺いすることがございますが、その際お伺いした状況や、調査の中でお伺いした内容については、本法の施行に必要な範囲で公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省の間で共有することがあります。また、共有後も必要と判断すれば、申出内容について各行政機関から申出者の方に対し追加で状況等の確認をすることがございます。

記

申出書の記入要領・記入例

1 申出者（特定受託事業者に該当する者）に関する事項

- （１）個人又は（２）法人のうち、どちらか該当する一方のみ記入をお願いします。
- 行政機関が申出に関する連絡を行う場合等に必要になりますので、誤りや漏れがないように記入をお願いします。

（１）個人

(ふりがな) 氏名	●●● ●●● ●● ●●	(ふりがな) 通称 ^{※1}	●●●●●● ●●●●●●
住所	〒100-0000	電話番号 ^{※2}	090-1111-1111
	東京都千代田区●●1-1	メールアドレス ^{※2}	●●@●●●●●
	従業員の使用 ^{※3・4}	① 業務委託時点 <input type="checkbox"/> 従業員使用有り <input checked="" type="checkbox"/> 従業員使用無し ② 法違反事項が生じた時点 <input type="checkbox"/> 従業員使用有り <input checked="" type="checkbox"/> 従業員使用無し	

（注）

- ※1： 申出に係る業務委託で、取引先の委託事業者に対して使用しているペンネーム、芸名、屋号等があれば記入してください。
- ※2： パソコン、スマートフォンの電話番号やメールアドレスでも構いません。確実に連絡の取れる連絡先の記入をお願いします。行政機関から連絡する場合がありますので、取引先の委託事業者の電話番号やメールアドレスを記入しないように御注意ください。
- ※3： 本法では、申出の対象となる「特定受託事業者」を次のように定めています。該当しない場合には、申出の対象とはなりません。詳しくは、本法のパンフレット等を御参照ください。
 【特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 第2条第1項】
 この法律において、「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 一 個人であって、従業員を使用しないもの
 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を遂行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの
- ※4： 「従業員の使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる労働者（労働基準法第9条）を雇用することです。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第4号に規定する派遣先として当該基準に該当する労働者派遣を受け入れる場合も含まれます。なお、同居親族（居住と生計が同一の親族をいいます。）のみを使用している場合は「従業員の使用」に該当しません。

申出書の記入要領・記入例

(2) 法人 ※この記入例は「(1) 個人」に記入しているのので、(2) には記入していません。

(ふりがな) 氏名		(ふりがな) 通称※ ¹		(ふりがな) 法人名	
法人の 所在地 (法人登記上の 本店所在地)	〒		電話番号※ ²		
			メールアドレス※ ²		
			法人番号		
従業員の使用 ※ ^{3・4}	① 業務委託時点 <input type="checkbox"/> 従業員使用有り <input type="checkbox"/> 従業員使用無し		代表者以外の 役員※ ^{3・5}	① 業務委託時点 <input type="checkbox"/> 代表者以外の役員有り <input type="checkbox"/> 代表者以外の役員無し	
	② 法違反事項が生じた時点 <input type="checkbox"/> 従業員使用有り <input type="checkbox"/> 従業員使用無し			② 法違反事項が生じた時点 <input type="checkbox"/> 代表者以外の役員有り <input type="checkbox"/> 代表者以外の役員無し	

(注)

- ※1： 申出に係る業務委託で、取引先の委託事業者に対して使用しているペンネーム、芸名、屋号等があれば記入してください。
- ※2： パソコン、スマートフォンの電話番号やメールアドレスでも構いません。確実に連絡の取れる連絡先の記入をお願いします。**行政機関から連絡する場合がありますので、取引先の委託事業者の電話番号やメールアドレスを記入しないように御注意ください。**
- ※3： 本法では、申出の対象となる「特定受託事業者」を次のように定めています。該当しない場合には、申出の対象とはなりません。詳しくは、本法のパンフレット等を御参照ください。
【特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 第2条第1項】
 この法律において、「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 一 個人であって、従業員を使用しないもの
 二 法人であって、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を遂行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの
- ※4： 「従業員の使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる労働者（労働基準法第9条）を雇用することです。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第4号に規定する派遣先として当該基準に該当する労働者派遣を受け入れる場合も含まれます。なお、同居親族（居住と生計が同一の親族をいいます。）のみを使用している場合は「従業員の使用」に該当しません。
- ※5： 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を遂行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいいます。準ずる者は、特定非営利法人の構成員や株式会社の株主等が想定されます。なお、同居親族が役員である場合は、「役員」に該当します。

申出書の記入要領・記入例

2 取引先の委託事業者（業務委託事業者又は特定業務委託事業者に該当する者）に関する事項

○ チェック欄（□）にはチェックを入れ、チェック欄以外には記入をお願いします。

(ふりがな) 事業所 ^{※1} 名	かぶしがいしゃ▲▲さーびす●● してん 株式会社▲▲サービス ●●支店	事業所 ^{※1} の法人・個人の別	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 国や地方公共団体
従業員の使用 <small>※2・3・5</small>	① 業務委託時点 <input checked="" type="checkbox"/> 従業員使用有り <input type="checkbox"/> 従業員使用無し <input type="checkbox"/> 不明	代表者以外の役員 ^{※2・4・5} (法人の場合のみ)	①業務委託時点 <input checked="" type="checkbox"/> 代表者以外の役員有り <input type="checkbox"/> 代表者以外の役員無し <input type="checkbox"/> 不明
	② 法違反事項が生じた時点 <input checked="" type="checkbox"/> 従業員使用有り <input type="checkbox"/> 従業員使用無し <input type="checkbox"/> 不明		② 法違反事項が生じた時点 <input checked="" type="checkbox"/> 代表者以外の役員有り <input type="checkbox"/> 代表者以外の役員無し <input type="checkbox"/> 不明
資本金	8000万円	法人番号	1100110011002
事業所 ^{※1} 住所	〒▲▲▲▲-▲▲▲▲ 神奈川県●●市●●1-10	電話番号	●●●-●●●●-●●●●
		担当部署	物流部
		(ふりがな) 担当者 職名・氏名	▲▲ ▲▲ 物流担当 ▲▲ ▲▲
(ふりがな) 契約事業所 ^{※6} 名	▲▲▲▲サービス 株式会社▲▲サービス		
契約事業所 ^{※6} 住所	〒▲▲▲▲-▲▲▲▲ 東京都中央区●●1-11	電話番号	●●-●●●●●-●●●●●
		担当部署	総務部
		(ふりがな) 担当者 職名・氏名	■▲ ■■ 契約担当 ■▲ ■■
(ふりがな) 本社 ^{※7} 名			
本社 ^{※7} 住所	〒	電話番号	
		担当部署	
		(ふりがな) 担当者 職名・氏名	

(注)

※1： 「事業所」には、業務委託内容にかかる依頼や指示など、業務委託について申出者とやり取りを直接行っている事業所の名称や住所等を記入してください。

申出書の「4 本法の違反と考える事実に関する情報」で、本法第12条（募集情報の的確な表示）のみを選択した場合（第12条のみの申出を行う場合）は、業務委託の募集を行っている事業所について記入してください（この場合は、「契約事業所」（※6）及び「本社」（※7）の事業所の記載は不要です）。

※2： 本法では、申出の対象となる「業務委託事業者」や「特定業務委託事業者」を次のように定めています。該当しない場合には、申出の対象とはなりません。詳しくは、本法のパンフレット等を御参照ください。

申出書の記入要領・記入例

【特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 第2条】

第5項

この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。

第6項

この法律において、「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 個人であって、従業員を使用するもの

二 法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

- ※3： 「従業員の使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上かつ31日以上雇用が見込まれる労働者（労働基準法第9条）を雇用することです。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第4号に規定する派遣先として当該基準に該当する労働者派遣を受け入れる場合も含みます。なお、同居親族（居住と生計が同一の親族をいう。）のみを使用している場合は「従業員の使用」に該当しません。
- ※4： 「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を遂行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいいます。準ずる者は、特定非営利法人の構成員や株式会社の株主等が想定されます。なお、同居親族が役員である場合は、「役員」に該当します。
- ※5： 取引先の委託事業者（被申出者）に従業員がいない（加えて、法人の場合は役員が2人以上いない）場合は、被申出者は「特定業務委託事業者」ではなく「業務委託事業者」となるため、本法第3条（書面等による取引条件の明示）についての申出のみが対象になります（いわゆるフリーランス同士の業務委託の場合は、本法第3条のみが申出の対象となります）。この場合に、本法第3条以外について申出いただいたとしても、後ほど本法に基づく申出の対象にならない旨をご連絡させていただくこととなりますのでご注意ください。お手数をお掛けいたしますが、本法第3条以外についてお悩みの場合は、行政機関（公正取引委員会・中小企業庁・都道府県労働局）等へご相談ください。なお、連絡先については、申出受付事前確認表の6ページに記載のURLまたは二次元コードを参照ください。
- ※6： 「契約事業所」は、業務委託の契約書等に記載されている事業所について、分かる範囲で記入してください。「事業所」（※1）と「契約事業所」（※7）が同じ場合は、記入は不要です。
- ※7： 「本社」は、取引先の委託事業者の本社について、分かる範囲で記入してください。「事業所」（※1）と「契約事業所」（※6）と「本社」（※7）が同じ場合や、「契約事業所」（※6）や「本社」（※7）が分からない場合は、「事業所」（※1）のみ記入してください。

申出書の記入要領・記入例

3 取引先の委託事業者との業務委託に関する情報

○ チェック欄 (□) にはチェックを入れ、チェック欄以外には記入をお願いします。

(1) 法違反行為が行われた業務委託の期間 ^{※1}	令和●年●月●日 ～令和●年●月●日	(2) 業務委託の開始時期 ^{※2}	令和●年●月●日
(3) 取引先の委託事業者から発注書や契約書等の取引条件を明示した書面・メール等を提供されていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 提供された ^{※3} <input type="checkbox"/> 提供されていない		
(4) 業務委託の内容	期限、場所、業務の内容、求められる成果について、記入してください ^{※4} 。 (例：●年●月●日までに自宅で●●の業務を行う) 毎日、通信販売で購入された商品を個人宅及び会社事業所へ配達する業務を行っている。		
(5) 業務委託の業務分類 ^{※5}	業務委託の業務内容について、次のうちどれに最も当てはまりますか。 分からない場合は、「⑧その他」を選択してください。		
	<input type="checkbox"/> ① 事務関連 <input type="checkbox"/> ② デザイン・映像製作関連 <input type="checkbox"/> ③ IT関連 <input type="checkbox"/> ④ 専門業務関連 (医療、技術、講師、芸能、演奏など)	<input type="checkbox"/> ⑤ 生活関連サービス、理容・美容 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 現場作業関連 (運輸、製造、修理、清掃など) <input type="checkbox"/> ⑦ 農林水産業関連 <input type="checkbox"/> ⑧ その他 ()	
(6) 募集情報の虚偽や不正確等の違反事実を把握した時期 ^{※6}	令和●年●月●日		

(注)

※1： 法違反行為が発生しているタイミングで受けている業務委託の期間を記入してください。業務委託契約の更新を反復して行っている場合の最初の業務委託の期間ではありません。

【記入例】

- ・ 令和5年4月1日から、毎年4月1日に契約更新を行って業務委託を受けている場合において、令和7年4月30日に違反行為がなされた場合
→「令和7年4月1日～令和8年3月31日」と入力

また、本法の適用対象となる業務委託は、本法施行後（令和6（2024）年11月1日）に行われた業務委託になります。したがって、本法施行前に契約した業務委託は、本法の適用対象となりません。

なお、本法施行前に契約した業務委託について、本法施行後に更新を行った場合は、本法施行後に更新を行った業務委託から本法の適用対象となります。

※2： 取引先の委託事業者との業務委託の開始時期を記入してください。業務委託を更新している場合は、最初の業務委託の開始時期を記入してください。

【記入例】

- ・ 令和5年4月1日から、毎年4月1日に契約更新を行って業務委託を受けている場合において、令和7年4月30日に違反行為がなされた場合
→「令和5年4月1日」と入力

※3： 「提供された」にチェックいただいた場合は、調査に当たって行政機関より当該書面・メール等について写しの提出をお願いすることがあります。

申出書の記入要領・記入例

- ※4： 物品の製造・加工・情報成果物の作成に係る委託の場合、求められている成果物を記入してください（例：「●●に用いる金属製の部品」、「●●社の新規システムのDBに使用するSQLコード」等）。役務の提供に係る委託の場合、提供する役務の内容を記入してください（例：「●社における●●作業の完成」、「●●の配送業務」等。）
- ※5： 選択肢の説明は以下のとおりです。
- ① 事務関連：データ入力、添削、コールセンター等
 - ② デザイン・映像制作関連：コピーライター、カメラマン、広告作成等
 - ③ IT関連：ウェブサイト作成、プログラミング作業、アプリ設計等
 - ④ 専門業務関連（医療、技術、講師、芸能、演奏など）：講師、建築設計、翻訳、俳優、楽器演奏等
 - ⑤ 生活関連サービス、理容・美容：日用品の販売、エステ、介護サービス等
 - ⑥ 現場作業関連（運輸、製造、修理、清掃など）：運送、デリバリー、整備、建設作業、清掃等
 - ⑦ 農林水産業関連：農耕作業、造園、林業作業、漁業・養殖作業等
 - ⑧ その他：①～⑦以外又は分からない場合（いずれも分かる範囲で入力ください（任意））
- ※6： 申出書の「4 本法の違反と考える事実に関する情報」で第12条（募集情報の的確な表示）について申出を行う場合は記入してください。また、第12条のみについて申出を行う場合は（1）から（4）の記入は不要です。

申出書の記入要領・記入例

4 本法の違反と考える事実に関する情報

○ 下表の(1)(2)について、下記のとおり記入してください。Word 様式の場合は記入スペースを適宜調整してください。PDF 様式の場合は別紙を付けていただいても構いません。

(1) 取引先の委託事業者が本法に違反していると貴殿(貴社)が考える条項のチェック欄(□)に、チェックを入れてください。

(2) 取引先の委託事業者が本法に違反していると貴殿(貴社)が考える事実に関して、

①に事実の概要(発生した時期、事案の経過、どのような状況か)を記入してください。

②には当事者間での交渉の結果など、その他参考となる事実があれば記入してください。

【取引適正化関係(本法第2章部分)】担当：公正取引委員会又は中小企業庁

(1) 違反していると考える本法の条項 <small>※1~4</small>	(2) 違反していると考える事実の内容 ^{※1}
<input checked="" type="checkbox"/> 第3条 書面等による取引条件の明示	<p>① 事実の概要(発生時期、経過、状況) 基本契約を締結しているが、日々の業務委託については、以前から取引条件の明示を受けておらず、現在の契約についても取引条件が明示されていない。</p> <p>② その他参考となる事実(あれば記入)</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 第4条 報酬支払期日の設定・期日内の支払い	<p>① 事実の概要(発生時期、経過、状況) 報酬は、毎月末日締め、翌月末日支払と定められているが、令和●年●月分の報酬が令和●年●月末日に支払われる予定であったが、令和●年●月●日に支払われ、その後も遅れて支払われている。</p> <p>② その他参考となる事実(あれば記入) 取引先の委託事業者の担当者▲▲に期日どおりの支払いをするように、令和●年●月●日にメールで連絡したが、その後も状況が変わらない。 委託事業者側の契約事務を行っているのは実質的に社長であり、社長は毎日午後しか出勤してこない。自分以外の取引している事業者も報酬の支払いが遅れているようだ。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 第5条 禁止行為 ※ 取引先の委託事業者から受けた禁止行為を、下記から選択してください。 ※ 複数に該当する場合は、(2)欄には禁止行為ごとに整理して記入してください。	<p>① 事実の概要(発生時期、経過、状況) 令和●年●月●日以降、繁忙期であることを理由に毎週土曜日に、委託内容に含まない倉庫内でのピッキング作業を無償で行わされている。</p>
<input type="checkbox"/> 受領拒否(第1項第1号) <input type="checkbox"/> 報酬の減額(第1項第2号)	

申出書の記入要領・記入例

<input type="checkbox"/> 返品（第1項第3号） <input type="checkbox"/> 買ったたき（第1項第4号） <input type="checkbox"/> 購入・利用強制（第1項第5号） <input checked="" type="checkbox"/> 不当な経済上の利益の提供要請（第2項第1号） <input type="checkbox"/> 不当な給付内容の変更・やり直し（業務委託の取消（契約の解除）により損害が生じた場合も含む）（第2項第2号）	② その他参考となる事実（あれば記入）	土曜日の配達数量を半分に減らしてもらった時期と同時期に始まったため、関係があると考えているが、委託事業者から直接関係をほのめかすこと言われたことはない。
<input type="checkbox"/> 第6条第3項 行政機関へ申出したことを理由とした不利益取扱い（第3条から第5条までに關する申出の場合）	① 事実の概要（発生時期、経過、状況）	
	② その他参考となる事実（あれば記入）	

【就業環境整備関係（本法第3章部分）】担当：厚生労働省（都道府県労働局）

(1) 違反していると考える本法の条項 ※1～4	(2) 違反していると考えた事実の内容※1	
<input checked="" type="checkbox"/> 第12条 募集情報の的確な表示	① 事実の概要（発生時期、経過、状況）	業務委託の募集情報について、応募サイトに記載されている契約の内容と、実際に担当者で連絡を取り合っていた契約の内容が異なっていた。募集情報を応募サイトで見たのは令和●年●月●日で、実際に担当者で連絡を取り合っていたのは令和●年●月●日であった。令和●年●月●日、担当者と成果物の仕様について細かい話をするためにオンライン会議をしたが、この中で、報酬の額が、掲載されていた募集情報と大きく異なっていた。
	② その他参考となる事実（あれば記入）	令和●年●月●日のオンライン会議の際、募集情報では報酬が●●万円となっているのだから、募集情報に沿って報酬を●●万円にしてほしいと伝えたところ、担当者から『募集情報はあくまでも募集情報。契約の際に双方で合意した内容で契約すればよいのではない。募集情報は修正するつもりはない。』と回答があった。募集情報が掲載されていたのは「●●」というサイトである。
<input checked="" type="checkbox"/> 第13条 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮	① 事実の概要（発生時期、経過、状況）	令和●年●月頃、幼稚園児の息子がウイルス性の胃腸炎にかかったため、在宅で看病する必要があった。このため、令和●年●月の下旬に予定されていた元委託事業者を交えた打合せの日程を、数日程度後ろにずらしてほしいと、取引先の委託事業者に依頼したが、理由を示されることもなく一方的に断られた。

申出書の記入要領・記入例

	② その他参考となる事実 (あれば記入)	打合せについては、日程的に若干の余裕があったので、『数日後ろにずらすことは可能なはず。その日でないといけない理由はあるのか』と電話で、取引先の委託事業者の担当者に尋ねたが、『日程を動かすことは出来ません』としか説明されなかった。
☑ 第14条 ハラスメント対策に係る体制整備	① 事実の概要 (発生時期、経過、状況)	令和●年●月頃から、取引先の委託事業者の担当者の▲▲から2人きりで外で会おうとたびたび誘われ断っていたところ、▲▲社の倉庫内で▲▲から無視されるようになり、荷物の出庫を後回しにされる、伝票を出してもらえない、配達数量を減らされるなど業務に支障が生じている。 相談をしようと考えたが、取引先の委託事業者にはハラスメントの相談担当者はおらず、相談できなかった。
	② その他参考となる事実 (あれば記入)	委託契約の担当者は男性と女性が1名ずつ指名されているが、男性はずいぶん前に違う支社に異動しており、実質的には女性1名しか配置されていない。異動する前は男性がフリーランス向けのハラスメント相談担当者であり、女性は労働者向けのハラスメント相談担当者として位置づけられていたようである。
☑ 第16条 中途解除等の事前予告・理由開示	① 事実の概要 (発生時期、経過、状況)	契約を毎年自動更新されていたが、令和●年●月●日に、令和●年●月●日以降の契約を更新しない旨を伝えられた。その場で理由の開示を求めたが開示してもらえなかった。
	② その他参考となる事実 (あれば記入)	
☐ 第17条第3項 行政機関へ申出したことを理由とした不利益取扱い (第12条から第16条までに関する申出の場合)	① 事実の概要 (発生時期、経過、状況)	
	② その他参考となる事実 (あれば記入)	

(注)

※1： 本法の条項及び違反する事実の例についての説明は、以下のとおりです。

詳しくは本法のパンフレット等を御参照ください。

なお、該当する条文がない場合、申出の対象になりません。

① 書面等による取引条件の明示（本法第3条）

(本法の内容)

フリーランス（特定受託事業者。以下同じです。）に対し業務委託をした場合は、委託事業者（業務委託事業者、特定業務委託事業者。以下同じです。）は、直ちに、取引の条件を、書面または電磁的方法により明示しなければなりません。

(違反する事実の例)

書面等により「業務の内容」「報酬額」等の取引条件を明示してもらえない。等

申出書の記入要領・記入例

② 報酬支払期日の設定・期日内の支払い（本法第4条）

（本法の内容）

取引先の委託事業者は、発注した給付を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、支払期日を定めて、その日までに報酬を支払わなければなりません。

（違反する事実の例）

60日以内の報酬支払期日が設定されていない、期日内に報酬が支払われない。等

③ 禁止行為（本法第5条）

（本法の内容）

フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはなりません。

- 受領拒否：フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物の受取を拒むこと。
- 報酬の減額：フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うこと。
- 返品：フリーランスに責任がないのに、フリーランスに委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせること。
- 買ったとき：フリーランスに委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること。
- 購入・利用強制：フリーランスに委託した物品等の品質を維持、改善するためなどの正当な理由がないのに、取引先の委託事業者が指定する物や役務を強制して購入、利用させること。
- 不当な経済上の利益の提供要請：取引先の委託事業者が自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによってフリーランスの利益を不当に害すること。
- 不当な給付内容の変更・やり直し：フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに、フリーランスの給付の内容を変更させたり、フリーランスの給付を受領した後に給付をやり直させたりして、フリーランスの利益を不当に害すること。

（違反する事実の例）

③禁止行為（本法第5条）の具体例は、後掲ページのパンフレット抜粋を御参照ください。

④ 行政機関へ申し出たことを理由とした不利益取扱い（第3条から第5条までに關する申出の場合）

（本法第6条第3項）

（本法の内容）

取引先の委託事業者は、フリーランスが行政機関の窓口へ申し出をしたことを理由に、契約解除や今後の取引を行わないようにするといった不利益な取扱いをしてはなりません。

（違反する事実の例）

第5条についての申し出をしたことを理由として、取引の数量を減らされた。等

⑤ 募集情報の的確な表示（本法第12条）

（本法の内容）

取引先の委託事業者は、広告等によりフリーランスを募集する際は、その情報について、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければなりません。

（違反する事実の例）

フリーランス（特定受託事業者）の募集に際し、虚偽の表示や、古い情報の掲載がある。等

申出書の記入要領・記入例

⑥ 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮（本法第 13 条）

（本法の内容）

取引先の委託事業者は、フリーランスからの申出に応じて、

- ・ 6か月以上の期間で行う業務委託について、フリーランスが妊娠、出産、育児または介護（育児介護等）と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければなりません。
- ・ 6か月未満の期間で行う業務委託について、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければなりません。

（違反する事実の例）

取引先の委託事業者に育児のための配慮を申ししたが、申出を聞いてもらえなかった。等

⑦ ハラスメント対策に係る体制整備（本法第 14 条）

（本法の内容）

ハラスメントによりフリーランスの就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければなりません。また、フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

（違反する事実の例）

（例 1）取引先の委託事業者がハラスメントの相談窓口を設けていない。

（例 2）取引先の委託事業者が設けている相談窓口に対応してくれなかった。等

※ハラスメントを受けたことだけではフリーランス法違反には該当しません。

⑧ 中途解除等の事前予告・理由開示（本法第 16 条）

（本法の内容）

- ・ 取引先の委託事業者は、① 6か月以上の期間で行う業務委託について、② 契約の解除または不更新をしようとする場合、③ 例外事由に該当する場合を除いて、解除日または契約満了日から 30 日前までにその旨を予告しなければなりません。
- ・ 予告がされた日から契約が満了するまでの間に、フリーランスが解除の理由を取引先の委託事業者に請求した場合、取引先の委託事業者は、例外事由に該当する場合を除いて、遅滞なく開示しなければなりません。

（違反する事実の例）

30 日前までの事前予告なく契約を解除された。等

⑨ 行政機関へ申し出したことを理由とした不利益取扱い（第 12 条から第 16 条までに關する申出の場合）（本法第 17 条第 3 項）

（本法の内容）

取引先の委託事業者は、フリーランスが行政機関の窓口に申し出したことを理由に、契約解除や今後の取引を行わないようにするといった不利益な取扱いをしてはなりません。

（違反する事実の例）

第 13 条についての申し出したことを理由として、取引を停止された。等

※ 2： 取引先の委託事業者に従業員がない（加えて、法人の場合は役員が 2 人以上いない）場合は、被申出者は「特定業務委託事業者」ではなく「業務委託事業者」となるため、本法第 3 条（書面等による取引条件の明示）についての申出のみ対象になります（いわゆるフリーランス同士の業務委託の場合は、本法第 3 条のみが申出対象となります）。この場合に、本法第 3 条以外を選択して申出いただいたとしても、本法に基づく申出の対象にならない旨を後ほどご連絡

申出書の記入要領・記入例

させていただくこととなりますのでご注意ください。お手数をお掛けいたしますが、本法第3条以外についてお悩みの場合は、行政機関（公正取引委員会・中小企業庁・都道府県労働局）等へご相談ください。なお、連絡先については、申出受付事前確認表の6ページに記載の URL または二次元コードを参照ください。

※3： 委託事業者から業務委託の取消し（契約の解除）をされたことにより損害が生じた等の場合は、本法第5条を選択してください。

※4： 複数の条項に該当する場合は、複数の条項を選択してください。
（複数条項の例）

「取引先の委託事業者に育児の配慮の申出をしたら、報酬の減額をされた」
→本法第5条及び第13条を選択してください。

申出書の記入要領・記入例

5 その他の確認事項

○ 該当するものにチェックを入れてください。

取引先の委託事業者に対して申出者情報の開示の可否（本名、通称及び法人名について）	この申出を行政機関が調査するにあたり、必要に応じて貴殿（貴社）の氏名（本名、通称及び法人名）を伝え、貴殿（貴社）から申出があったことを取引先の委託事業者伝えてよろしいですか。 ^{※1} <input type="checkbox"/> 伝えて問題ない <input checked="" type="checkbox"/> 伝えてほしくない（匿名で調査してほしい）
調査等の結果通知	<input checked="" type="checkbox"/> 通知を希望する <input type="checkbox"/> 通知を希望しない
申出内容について他の制度の利用状況	① この申出の内容についての労働組合の団体交渉、フリーランス・トラブル110番の和解あっせん機能 ^{※2} 、訴訟等の利用状況について、以下の選択肢のうち、最も当てはまるものを選択してください。 <input type="checkbox"/> 現在利用中ではない（今後利用する予定がある） <input checked="" type="checkbox"/> 現在利用中ではない（今後利用する予定は特にない） <input type="checkbox"/> 利用中 ② ①で「利用中」とチェックした場合、どのような制度を利用しているか、当てはまるものを選択してください ^{※3} 。 <input type="checkbox"/> フリーランス・トラブル110番の和解あっせん <input type="checkbox"/> 訴訟 <input type="checkbox"/> 下請代金支払遅延等防止法での申告 <input type="checkbox"/> 他法令での申告 <input type="checkbox"/> その他

（注）

※1： 匿名の場合、被害者の特定が必要となる個別事案の場合については調査をすることが困難となります。そのため、自らの権利の侵害についての解決を求める等、個別事案の解決を求める場合は氏名（本名等）を伝えての調査とするのが望ましいです。

※2： フリーランス・トラブル110番における和解あっせんについては、「フリーランス・トラブル110番」のホームページを御参照ください。

<https://freelance110.mhlw.go.jp/>

※3： フリーランス・トラブル110番以外の和解あっせんを利用している場合は「⑤その他」を選択してください。

申出書の提出前にご確認をお願いします

- ・ 申出書の記入内容（全体）に誤りや漏れがないことを確認してください。
- ・ 申出書の控えが必要な場合は、貴殿（貴社）にて写しを取るなどして保管してください。

以上

申出書の記入要領・記入例

パンフレット「ここからはじめるフリーランス・事業者間取引適正化等法」本法第5条部分のみ抜粋

3 義務と禁止行為

取引の適正化

発注事業者の禁止行為（第5条）

禁止行為は
やらないことが当たり前！

フリーランスに【1か月以上※】の業務委託をしている発注事業者には、7つの禁止行為が定められています。たとえフリーランスの了解を得たり、合意していても、また、発注事業者に違法性の意識がなくても、これらの行為は本法に違反することになるので十分注意が必要です。

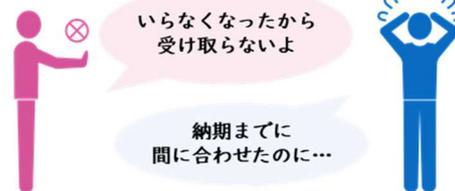
※ 1か月の始期と終期などの考え方については、26ページをご覧ください。

7つの禁止行為

- 1 受領拒否
- 2 報酬の減額
- 3 返品
- 4 買ったたき
- 5 購入・利用強制
- 6 不当な経済上の利益の提供要請
- 7 不当な給付内容の変更・やり直し

1 受領拒否

フリーランスに責任がないのに、委託した物品や情報成果物の受取を拒むことです。発注事業者の一方的な都合による発注取消しや、納期を延期することで、あらかじめ定めた納期に受け取らないことも受領拒否に当たります。



違反となる例

- 小売店** → **デザイナー**
売れ行き不振を理由として、ジュエリーデザイナーに製作を委託したアクセサリーの一部をキャンセルし、受領しなかった。
- システム開発会社** → **システムエンジニア**
取引先からの仕様変更を理由として、あらかじめ定めた納期に、フリーランスが当初の仕様に従って開発したプログラムを受領しなかった。
- アニメーション制作会社** → **アニメーター**
放送中のアニメーションの原画作成をアニメーターに委託したが、アニメーションの放送が打ち切りになり原画が不要になったことを理由として、受領しなかった。

3 義務と禁止行為

取引の適正化

発注事業者の禁止行為（第5条）

② 報酬の減額

フリーランスに責任がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を、後から減らして支払うことです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されています。



業績が悪化したから
支払う予定だった報酬
から引いておくれ



そんな…

違反となる例

ゲーム開発会社

イラストレーター

キャラクターのデザインの作成を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、あらかじめ定めた額より引き下げた報酬の額を支払っていた。

ネイルサロン

ネイリスト

運営するネイルサロンにおける施術を委託しているところ、店内内装の充実のため「協力金」と称して、報酬の額に一定率を乗じて得た額を差し引いて報酬を支払った。

部品メーカー

金属加工職人

金属加工職人に委託している部品の製造について、単価引下げの合意前に委託した部品について、引き下げられた単価を遡って適用することとし、引下げ前の単価で計算された報酬の額と引下げ後の単価で計算された報酬の額との差額を差し引いて報酬を支払った。

出版社

記者

記者との合意がないにもかかわらず、報酬を記者の銀行口座に振り込む際の手数料を、報酬の額から差し引いていた。

③ 返品

フリーランスに責任がないのに、フリーランスに委託した物品や情報成果物を受領後に引き取らせることです。不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められます。



売れ残ったから
返品するね



返品されても
困るよ…

違反となる例

イベント企画会社

フラワーデザイナー

イベントで販売する生花のブーケの製造を委託し、納品されたブーケを一旦受領したが、イベント終了後に売れ残ったブーケについて、不要になったことを理由として引き取らせた。

工芸品メーカー

伝統工芸職人

自社のロゴを入れた工芸品の製造を委託しているところ、納品された工芸品を一旦受領したが、前回までの発注時には問題としていなかったような個体差を理由として引き取らせた。

広告制作会社

イラストレーター

イラストレーターに制作を委託した広告のイラストについて、納品されたイラストを一旦受領したが、広告が中止になり取引先からキャンセルされたことを理由としてイラストを返品した。

3 義務と禁止行為

取引の適正化

発注事業者の禁止行為（第5条）

④ 買ったとき

フリーランスに委託する物品等に対して、通常支払われる対価に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めることです。買ったときは、発注事業者がフリーランスに業務委託し、報酬を決定する際に規制されるものです。報酬の額は、フリーランスとしっかり協議して定めることが重要です。



この報酬で
お願いね



そんな…
これは安すぎる

違反となる例

工務店

一人親方

食品メーカー

映像クリエイター

自社が建設する住宅の外構工事を委託しているところ、施工の単価を改定する際、十分協議することなく、一方的に単価を決定し、通常対価を大幅に下回る報酬の額を定めた。

自社商品の広告動画の制作を委託したところ、見積書作成時よりも納期を大幅に短縮して発注したにもかかわらず、当初の見積額にすることによって、通常対価を大幅に下回る報酬の額を定めた。

買ったときに該当するかどうかはどのように判断されるのか

次の①～④のような要素を勘案して、総合的に判断します。

- ① 報酬の額の決定に当たり、フリーランスと十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

⑤ 購入・利用強制

フリーランスに委託した物品等の品質を維持、改善するためなどの正当な理由がないのに、発注事業者が指定する物や役務を強制して購入、利用させることです。



チケット〇枚
購入よろしくね



いらないんだけどな…

違反となる例

冠婚葬祭業者

ナレーター(司会者)

番組制作会社

カメラマン

運営する結婚式場で行う披露宴等の司会を委託しているところ、発注担当者から、式場で提供しているおせち料理、クリスマスケーキ等の購入を要請し、購入させた。

自社が制作する放送コンテンツの撮影を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画のチケットを、目標枚数を定めて購入させた。

注意ポイント

発注事業者とフリーランスでは、取引の関係において、発注事業者の立場が強く、フリーランスの立場は弱くなる傾向があります。そのような場合、フリーランスが依頼を拒否できない場合もあることから、発注事業者に強制的認識がなくとも、事実上、フリーランスに購入等を余儀なくさせていると認められる場合には、購入・利用強制に該当しますので注意しましょう。

3 義務と禁止行為

取引の適正化

発注事業者の禁止行為（第5条）

⑥ 不当な経済上の利益の提供要請

発注事業者が自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによってフリーランスの利益を不当に害することです。名目を問わず、報酬の支払とは独立して行われる金銭の提供や、作業への労務の提供をすることが、フリーランスの直接の利益とならない場合が対象となります。



これもついてに
タダでよろしく

なんで
こんなことまで…



違反となる例

運送会社

運送ドライバー

荷物の運送のみを委託しているにもかかわらず、委託内容には含まれていない荷積み作業を無償で行わせた。

音楽制作会社

作曲家

自社が制作する楽曲の候補となる複数の楽曲案の制作を委託し、採用した楽曲については知的財産権を自社に譲渡する契約としていたところ、採用した楽曲に加えて、採用しなかった楽曲の知的財産権を無償で譲渡させた。

⑦ 不当な給付内容の変更・やり直し

フリーランスに責任がないのに、費用を負担せずに、フリーランスの給付の内容を変更させたり、フリーランスの給付を受領した後に給付をやり直させたりして、フリーランスの利益を不当に害することです。発注側の都合で、発注を取り消したり、やり直しをさせる場合には、フリーランスが作業に要した費用をしっかりと負担する必要があります。



発注キャンセルするから
支払はなしね

もう作業始めてるから費用
かかっているのに…



違反となる例

ソフトウェア開発会社

プログラマー

新規ソフトウェアのプログラム作成を委託したところ、プログラム受領後、あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくし、発注内容と異なることを理由に、無償でやり直しをさせた。

ラジオ番組制作会社

放送作家

ラジオ番組の台本の作成を委託したところ、内容を確認した上で台本を受領したにもかかわらず、取引先の意向により台本を大幅に修正させたが、修正作業に伴う追加の費用を支払わなかった。

イベント企画会社

シェフ(料理人)

自社が開催するイベントで提供する料理の企画・調理を委託したところ、その後、イベントが中止になったことを理由に委託を取り消したが、シェフが準備のために支出した費用を負担しなかった。